

議第 2 号

檀原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について

檀原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

檀原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 1 6 年檀原市条例第 1 4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（指定管理者の公募） 第 2 条 （略） <u>2 前項の規定にかかわらず</u>、本市の施策その他の事由により市長が公募を行わないことについて合理的な理由があると認めるときは、公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。 （指定管理者の指定の申請） 第 3 条 指定管理者の指定を受けようとするもの（<u>前条第 2 項の規定により選定されるものを含む。</u>）は、申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。	（指定管理者の公募） 第 2 条 （略） <u>2 市長は、前項の規定にかかわらず、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号。以下「P F I 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により選定された事業者（以下「P F I 事業者」という。）を指定管理者の候補者として選定することができる。</u> <u>3 前項に定めるもののほか</u>、本市の施策その他の事由により市長が公募を行わないことについて合理的な理由があると認めるときは、公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。 （指定管理者の指定の申請） 第 3 条 指定管理者の指定を受けようとするもの（<u>前条第 2 項の規定により選定されるものを除き、同条第 3 項の規定により選定されるものを含む。</u>）は、申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

改 正 前	改 正 後
(指定管理者の指定) 第4条 (略) (事業報告書の作成及び提出) 第5条 指定管理者は、毎年度終了後、速やかにその管理する公の施設に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。第7条第1項の規定により指定を取り消されたときも、同様とする。 (指定の取消し等) 第7条 (略) <u>2 前項</u>の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じて、市長はその賠償の責めを負わない。 (原状回復義務) 第8条 指定管理者は、当該指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。	(指定管理者の指定) 第4条 (略) <u>2 市長は、第2条第2項の規定によりPFI事業者を指定管理者の候補者として選定する場合は、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。</u> (事業報告書の作成及び提出) 第5条 指定管理者は、毎年度終了後、速やかにその管理する公の施設に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。第7条第1項<u>又は第2項</u>の規定により指定を取り消されたときも、同様とする。 (指定の取消し等) 第7条 (略) <u>2 第4条第2項の規定により指定した指定管理者について、PFI法第29条第1項の規定によりPFI事業者の選定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合にあっては、市長は前項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたものとみなす。</u> <u>3 前2項</u>の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じて、市長はその賠償の責めを負わない。 (原状回復義務) 第8条 指定管理者は、当該指定の期間が満了したとき、又は前条第1項若しくは第2項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

改 正 前	改 正 後
(指定管理者の指定等の告示) 第 1 1 条 市長は、第 4 条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は第 7 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。 (候補者選定委員会の設置) 第 1 2 条 指定管理者の候補者の選定に関することを審議するため、橿原市指定管理者候補者選定委員会を置く。	い。 (指定管理者の指定等の告示) 第 1 1 条 市長は、第 4 条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。 (候補者選定委員会の設置) 第 1 2 条 指定管理者の候補者の選定 <u>(第 2 条第 2 項の規定による選定を除く。)</u> に関することを審議するため、橿原市指定管理者候補者選定委員会を置く。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の橿原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に選定する指定管理者候補者について適用し、同日前の指定管理者候補者の選定については、なお従前の例による。

理由 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律により選定された P F I 事業者について、指定管理者候補者として選定することを可能とするため、所要の改正を行うもの

議第 3 号

樺原市職員定数条例の一部改正について

樺原市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

樺原市長 亀田 忠彦

樺原市職員定数条例の一部を改正する条例

樺原市職員定数条例（昭和 3 1 年樺原市条例第 6 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（定義） 第 2 条 前条の「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会及び公営企業の事務部局に常時勤務する職員（雇用人及び嘱託を含み、市長、副市長及び教育長並びに 6 月以内の期間を定めて雇用される者を除く。）並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関に常時勤務する職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和 2 3 年法律第 1 3 5 号）第 1 条に規定する職員及び 6 月以内の期間を定めて雇用される者を除く。）をいう。 （職員の定数） 第 3 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1） 市長の事務部局の職員 6 8 7 人 （2） 議会の事務部局の職員 1 0 人 （3） 選挙管理委員会の事務部局の職員 5 人 （4） 農業委員会の事務部局の職員 5 人	（定義） 第 2 条 前条の「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会及び公営企業の事務部局並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関に常時勤務する一般職の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和 2 3 年法律第 1 3 5 号）第 1 条に規定する職員及び臨時の職に任命された者を除く。）をいう。 （職員の定数） 第 3 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1） 市長の事務部局の職員 7 8 4 人 （2） 議会の事務部局の職員 1 0 人 （3） 選挙管理委員会の事務部局の職員 5 人 （4） 農業委員会の事務部局の職員 5 人

改 正 前	改 正 後
(5) 監査委員の事務部局の職員 <u>4人</u>	(5) 監査委員の事務部局の職員 <u>6人</u>
(6) 教育委員会の事務部局の職員 <u>72人</u>	(6) 教育委員会の事務部局の職員 <u>50人</u>
(7) 学校その他の教育機関の職員 <u>190人</u>	(7) 学校その他の教育機関の職員 <u>50人</u>
(8) 公営企業の事務部局の職員 <u>58人</u>	(8) 公営企業の事務部局の職員 <u>40人</u>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理由 機構改革等に対応するため、所要の改正を行うもの

議第 4 号

檀原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

檀原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

檀原市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年檀原市条例第 1 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（育児休業をすることができない職員） 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）・（2） （略） （3） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>（ア） 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員</u> <u>（イ） その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u>	（育児休業をすることができない職員） 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）・（2） （略） （3） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>（ア） その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u>

改正前	改正後
<u>（ウ）</u> （略） イ・ウ （略） （部分休業をすることができない職員） 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） （略） （2） <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u> <u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> <u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員</u>	<u>（イ）</u> （略） イ・ウ （略） （部分休業をすることができない職員） 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） （略） （2） <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u> <u>（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）</u> <u>第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u>

改正前	改正後
(委任) 第23条 (略)	(2) <u>育児休業に関する相談体制の整備</u> (3) <u>その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u> (委任) 第25条 (略)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理由 非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等の措置を講ずるもの

議第5号

檀原市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について

檀原市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における不当要求行為等への措置等職員の公正な職務の執行を確保するために必要な事項を定めることにより、公正な市政の運営を図り、もって市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 市の職員であつて、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属するもの及び同条第3項に規定する特別職に属するもの（議会の議員を除く。）をいう。
- (2) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者をいう。
- (3) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、規則その他の規程をいう。
- (4) 不当要求行為等 違法行為の要求（不作為の要求を含む。以下この号において同じ。）その他職員の公正な職務の執行を妨げる行為又は暴力行為その他社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為をいう。

(職員の責務)

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であり、一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、不当要求行為等があったときは、これを拒否し、公正な職務の執行に当たらなければならない。

(管理監督する者の責務)

第4条 職員を管理又は監督する立場にある者（以下「管理監督者」という。）は、部下である職員の職務に係る行為が前条の規定に反することがないよう、常に注意を喚起するとともに、適切な指揮、監督及び援助を行わなければならない。

(任命権者の責務)

第5条 任命権者は、公正な市政の運営を図り、市政に対する市民の信頼を確保できるよう、不当要求行為等の防止等に関する啓発及び研修の実施、不当要求行為等に対して適切な対応ができる体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民等（市民その他市政に関わりのある者をいう。）は、職員の公正な職務の執行について理解し、協力するよう努めるものとする。

2 何人も、職員に対し不当要求行為等をしてはならない。

(不当要求行為等審査会)

第7条 不当要求行為等に関する事項について、任命権者の諮問に応じて調査、審査等を行うため、市長の附属機関として、橿原市不当要求行為等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員3人で組織する。

3 委員は、学識経験者その他法令等又は行政事務に関し専門的知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年以内とし、再任することを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査会の任務)

第8条 審査会は、第10条の規定により任命権者から諮問があった場合において、当該諮問に係る事案の内容が不当要求行為等に該当すると思料するときは、直ちに必要な調査、審査等を行うものとする。

2 審査会は、前項の規定による必要な調査、審査等の結果を任命権者に報告しなければならない。

3 審査会は、前項の規定により報告を行う場合には、第12条第1項の必要な措置又は同条第2項の規定による公表について、意見を述べることができる。

4 審査会は、前3項に定めるもののほか、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 不当要求行為等の防止に関し、調査、研究するとともに、必要に応じ任命権者に意見を述べること。

(2) その他市長が必要と認める事項

(不当要求行為等への対応)

第9条 職員は、不当要求行為等に該当する又は発展するおそれがあると認められる行為（以下「不当要望等」という。）があったときは、直ちに管理監督者に報告しなければならない。

2 管理監督者は、前項の報告を受けた場合、不当要望等に対し組織的に対応し、公正な職務の執行を確保するため必要な措置を講じなければならない。
（審査会への諮問）

第10条 任命権者は、不当要望等に関し、必要と認めるときは審査会に諮問することができる。
（審査会の報告、意見の尊重）

第11条 任命権者は、審査会からの第8条第2項の規定による報告並びに同条第3項及び第4項第1号の意見を尊重しなければならない。
（不当要求行為等に対する措置）

第12条 任命権者は、不当要求行為等を行った者に対して警告、捜査機関への告発その他の必要な措置を講じるものとする。

2 前項の場合において、任命権者が必要と認めるときは、当該不当要求行為等を行った者の氏名、不当要求行為等の内容、講じた措置の内容その他必要と認める事項を公表することができる。

3 任命権者は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ当該不当要求行為等を行った者に、意見陳述の機会を与えなければならない。ただし、審査会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
（状況の公表）

第13条 市長は、毎年1回、不当要求行為等の件数及びその概要について公表するものとする。
（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は公布の日から施行する。
（適用区分）

第2条 この条例は、この条例の施行の日以後に行われた不当要求行為等について適用する。
（準備行為）

第3条 この条例による不当要求行為等審査会の委員の委嘱その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(檜原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 檜原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年檜原市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前				改 正 後			
別表（第 2 条、第 5 条関係）				別表（第 2 条、第 5 条関係）			
区分		報酬額（円）	費用弁償	区分		報酬額（円）	費用弁償
1	(略)			1	(略)		
	檀原市公金管理対策委員会の委員	日額 10,000	〃		檀原市公金管理対策委員会の委員	日額 10,000	〃
					檀原市不当要求行為等審査会の委員	日額 10,000	〃
	檀原市入札監視委員会の委員	日額 10,000	〃		檀原市入札監視委員会の委員	日額 10,000	〃
(略)				(略)			

理由 不当要求行為に対して組織を挙げて対応できる体制の構築を図るとともに、職員の公正な職務の執行を確保し、市政に対する市民の信頼を確保するための基本となる条例を制定するもの

議第 6 号

 檀原市の一般職の職員の給与に関する条例及び檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

檀原市の一般職の職員の給与に関する条例及び檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市の一般職の職員の給与に関する条例及び檀原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(檀原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 檀原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年檀原市条例第 2 9 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
附 則	附 則 <u>(令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間における給料月額に関する特例措置)</u> 2 6 <u>この条例の規定の適用を受ける職員の令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間における給料の月額は、第 3 条、第 4 条及び第 4 条の 2 の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から、その額に次の各号に掲げる職務の級の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、この条例に規定する手当の額及び第 1 3 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額（第 9 条の規定を適用する場合における勤務 1 時間当たりの給与額を除く。）の算出の基礎となる給料の月額並びに檀原市の一般職の職員の退職手当に関する条例第 2 条の 4 に規定する退職手当の基本額の算出の基礎となる給料の月額は、この限りでない。</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>(1) 6級 100分の3</u> <u>(2) 7級 100分の4</u> <u>(3) 8級 100分の5</u>

(樫原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 樫原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年樫原市条例第20号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
附 則	附 則 <u>(令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間における給料月額に関する特例措置)</u> 第8条 特定任期付職員の令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間における給料月額は、第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から、その額に次の各号に掲げる号給の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第7条第3項に規定する特定任期付職員業績手当及び給与条例に規定する手当の額の算出の基礎となる給料月額並びに樫原市の一般職の職員の退職手当に関する条例第2条の4に規定する退職手当の基本額の算出の基礎となる給料月額は、この限りでない。 <u>(1) 1号給 100分の3</u> <u>(2) 2号給及び3号給 100分の4</u> <u>(3) 4号給から8号給まで 100分の5</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 本市の厳しい財政状況を踏まえ、令和4年4月から令和6年3月までの間、一般職の職員に支給する給料月額を暫定的に減額する措置を講ずるもの

議第 7 号

檀原市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

檀原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

檀原市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年檀原市条例第 9 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
第3条 （略） 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 <u>ただし、非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の担保に供する場合は、この限りでない。</u>	第3条 （略） 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以降も、なお従前の例により担保に供することができる。

理由 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

議第8号

「子どもの未来を育む戸村文庫」基金条例の制定について

「子どもの未来を育む戸村文庫」基金条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

檀原市長 亀田 忠彦

「子どもの未来を育む戸村文庫」基金条例

(設置)

第1条 戸村サチ子氏から亡夫戸村吉守氏の遺志に基づき寄附された指定寄附金を適正に管理し、檀原市立幼稚園の図書コーナー並びに小学校及び中学校の図書室に存する「戸村文庫」の図書購入に要する資金に充てるため、「子どもの未来を育む戸村文庫」基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、指定寄附金及び檀原市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

2 前項の利率は、市が借入れする長期債に準じ市長の定める率とする。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第6条 基金は、その設置目的に沿った経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を予算の定めるところにより処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 戸村サチ子氏から寄附された指定寄附金を基金として管理するため、地方自治法第
241条第1項の規定に基づき、条例を制定するもの

議第 9 号

檀原市改良住宅条例及び檀原市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

檀原市改良住宅条例及び檀原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市改良住宅条例及び檀原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

(檀原市改良住宅条例の一部改正)

第 1 条 檀原市改良住宅条例（平成 9 年檀原市条例第 1 5 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(家賃) 第 5 条 改良住宅の家賃（小規模改良住宅に入居する者及び前条第 2 項の規定による公募により入居する者（以下「小規模改良住宅入居者等」という。）に係る改良住宅の家賃を除く。）は、改良住宅管理要領（昭和 5 4 年 5 月 1 1 日付け建設省住整発第 6 号）第 4 に規定する算出方法により算出した額の範囲内において、市長が定める。	(家賃) 第 5 条 改良住宅の家賃（小規模改良住宅に入居する者及び前条第 2 項の規定の例により入居する者（以下「小規模改良住宅入居者等」という。）に係る改良住宅の家賃を除く。）は、改良住宅管理要領（昭和 5 4 年 5 月 1 1 日付け建設省住整発第 6 号）第 4 に規定する算出方法により算出した額の範囲内において、市長が定める。 <u>(駐車場の設置)</u> 第 9 条 市長は、改良住宅の入居者の利用に供するために駐車場を設置することができる。 <u>(駐車場使用料)</u> 第 1 0 条 前条の規定による駐車場の使用料については、市営住宅条例第 6 1 条の規定を準用する。 <u>(設置した駐車場の管理)</u>

改 正 前	改 正 後
(委任) <u>第9条</u> (略) 別表 (<u>第2条関係</u>) (略)	<u>第11条</u> 第9条の規定により設置した駐車場の管理については、市営住宅条例第56条から第65条までの規定(第61条を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅の入居者」とあるのは「改良住宅の入居者」と読み替えるものとする。 (委任) <u>第12条</u> (略) 別表 (<u>第3条関係</u>) (略)

(橿原市個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第2条 橿原市個人番号の利用に関する条例(平成27年橿原市条例第35号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後												
別表第1 (第4条関係)	別表第1 (第4条関係)												
<table> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>13 市長</td><td>橿原市改良住宅条例による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> </table>	機関	事務	(略)		13 市長	橿原市改良住宅条例による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	<table> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>13 市長</td><td>橿原市改良住宅条例による改良住宅若しくは<u>駐車場の</u>管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> </table>	機関	事務	(略)		13 市長	橿原市改良住宅条例による改良住宅若しくは <u>駐車場の</u> 管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの
機関	事務												
(略)													
13 市長	橿原市改良住宅条例による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの												
機関	事務												
(略)													
13 市長	橿原市改良住宅条例による改良住宅若しくは <u>駐車場の</u> 管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの												

改 正 前			改 正 後		
(略)			(略)		
別表第 2 (第 4 条関係)			別表第 2 (第 4 条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
(略)			(略)		
2 4 市長	檀原市改良住宅条例による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの	2 4 市長	檀原市改良住宅条例による改良住宅若しくは <u>駐車場</u> の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	<u>地方税関係情報、生活保護関係情報、</u> 外国人生活保護関係情報、 <u>障害者関係情報</u> 又は療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

(施行期日)

第 1 条

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

第 2 条

この条例による改正後の檀原市改良住宅条例及び檀原市個人番号の利用に関する条例の規定の施行に際し必要な手続その他の準備行為については、この条例の施行前においても行うことができる。

理由

改良住宅地区内に新たに整備した駐車場の使用料を徴収するため、所要の改正を行うもの

議第 1 0 号

檀原市下水道条例の一部改正について

檀原市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市下水道条例の一部を改正する条例

檀原市下水道条例（昭和 6 3 年檀原市条例第 1 6 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（排水設備等の工事の実施等） 第 8 条 排水設備等の新設等の設計及び工事は、別に規則で定めるところにより管理者が指定した者（以下「排水設備工事指定工事店」という。）でなければ行い、又は行わせてはならない。<u>ただし、特定工事で管理者が特別の理由があると認めたときは、排水設備工事指定工事店と同等以上の資格があるものに行わせることができる。</u> 2 （略）	（排水設備等の工事の実施等） 第 8 条 排水設備等の新設等の設計及び工事は、<u>次に掲げる工事を除き</u>、別に規則で定めるところにより管理者が指定した者（以下「排水設備工事指定工事店」という。）でなければ行い、又は行わせてはならない。 <u>（1） 管理者が別に定める軽微な工事</u> <u>（2） 特定都市河川浸水被害対策法（平成 1 5 年法律第 7 7 号）第 1 8 条の規定に基づき、日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の工事</u> <u>（3） 排水設備工事指定工事店以外の者に行わせることにつき、特別の理由があると管理者が認めた工事</u> 2 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 特定都市河川浸水被害対策法等の一部改正に伴い、雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度が新たに創設されたため、所要の改正を行うもの